

報 第 6 号

専決処分報告について

（市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部
を改正する条例）

本市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 6 年（2024 年）2 月 2 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

専第6号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

本市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）1月10日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の
一部を改正する条例

新潟県柏崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和
2年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の規定」を「第243条の2の7の規定」
に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」
に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年3月23日条例第5号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の7の規定に基づき、市長若しくは委員会<small>の委員若しくは職員又は職員</small>（<u>法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。</u>以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の規定に基づき、市長若しくは委員会<small>の委員若しくは職員又は職員</small>（<u>法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。</u>以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p>